

公 告

令和8年度 米障がい福第20号 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年（2026年）7月3日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名等 令和8年度 米障がい福第20号
障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務
- (2) 業務内容

「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定され、「障がい児福祉計画」は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定され、3年を1期とし、「障がい者計画」および国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他障がい福祉業務の円滑な実施に関して定める計画である。

本業務では、米原市および湖北福祉圏域の特性を踏まえた上で、本市における障がいのある人の状況、障がいのある人に対する各種サービスの状況などを把握・評価し、主要課題をまとめるなど現状分析を行う。現状分析に基づき、今後、必要となる施策等について整理し、計画期間中のサービスや施設等の整備予定を見込み、障がいの有無に関係なく、自分らしく自立した生活を送ることが出来る地域社会をつくることを目的とした、障がい福祉計画（第8期）および障がい児福祉計画（第4期）を策定する。

- (3) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和9年（2027年）3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

金1,589,500円（うち消費税および地方消費税144,500円）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(5)自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。

- ア 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6)過去3年間(令和5年4月1日以降)に障がい福祉計画および障がい児福祉計画の策定実績があること。

4 プロポーザル実施の日程

項番	手 順	期限等
1	質問受付期限	令和8年7月10日(金)午後5時まで
2	質問回答期限	令和8年7月17日(金)
3	企画提案書等の提出期間	令和8年7月21日(火)から 令和8年7月30日(木)午後5時まで
4	第1次審査	令和8年8月13日(木)【予定】
5	第1次審査の結果通知	令和8年8月13日(木)【予定】
6	第2次審査	令和8年8月24日(月)【予定】
7	第2次審査の結果通知	令和8年8月下旬頃【予定】
8	契約手続	令和8年8月下旬頃【予定】

5 その他

詳細は、別紙「障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 本庁舎 米原市健康福祉部障がい福祉課 TEL 0749-53-5123 (直通)

FAX 0749-53-5119